

## 第2章

### ベトナム農村における住民組織

—メコンデルタ「新経済村」の集落に焦点を当てて—

岩井 美佐紀

#### 要約：

ベトナムでは人口稠密地域からフロンティアに開拓移住した人口が600万人にも上り「新経済村」を形成してきた。メコンデルタのカンボジア国境に広がる低湿地に建設された新経済村を取り上げ、その集落レベルにおけるフォーマル・インフォーマルな住民組織がどのような経緯で設立され、運営されているかを考察する。特に、国家によって建設された村落において、自生的な村落とは異なる組織原理が働くとき、地域社会にどのようなインパクトが作用し、また地域社会がどのように受け止めて内実化していくのかを検証する。

#### キーワード：

国家開発 新経済村 社会団体 行政村 集落 規約 頼母子講

#### はじめに

1960年代初めから実施されたベトナム中央政府の開拓移民政策は約40年間に600万人もの農村人口を新経済区と呼ばれるフロンティアに移住させ、多くの「新経済村」が成立した。新経済村は、「上から」作られた村落、あるいは新しく策定された「境界」であり「入れ物」であることから、行政組織をはじめ、現地で機能するローカルな住民団体は国家の上位機関の指示がダイレクトに反映されることになる。まさに辺境に「国家」が出現するゆえんである。国家は、移住民たちに開墾地を与え、住宅を与え、インフラを整備した(岩井[2011])。

このように、国家の指示により人工的に造成された「新経済村」は、内生的な住民組織をつくりあげてきた自生村落とは大きく異なり、住民自身の日常生活にかかわる全ての事業を担う共同システムを一から作り上げていかなければならない。しかも、新経済区と呼ばれる地域は、山岳・丘陵地域、沿海の島々、そして毎年洪水に見舞われ水没するデルタ

氾濫原など、デルタ農村出身の移住者が自発的に自力で開拓することを許さない生態的に生活環境の劣悪な地域であった。

異なる地域から集団移住してきたデルタ農民が集住する新経済村において、全く新しい生態的環境に適応しながら、それぞれの利害関係を調整させ、どのように住民組織をつくりあげてきたかを明らかにすることは、地域社会のメカニズムを考察する上で極めて有意義ではないかと思われる。その理由は、以下の2点である。まず第1に、中央と地方の関係から捉えると、国家の末端機構である行政村の成立は、中央の指示や管理が住民レベルまで浸透するか否か、成功の鍵を握る重要な問題である。国民国家としての統治能力を図る上で、新経済村における地方政権の役割は大きい。党・行政機関・社会団体がそれぞれ資源調達チャンネルをもちながら、地域社会で相互関係・作用をもつ共通の場がある。

第2に、国家権力と地域社会の関係を理解するためには、国家がどのように地域社会を把握するしくみを構築しているのか、両者の結節点はどこにあり、相互作用が生まれているのかを明らかにする必要がある。なぜならば、国家が社会から遊離し、統治能力や求心力を持たなければ、辺境にある新経済村はすぐに瓦解し、住民が流民化することで社会不安や秩序の混乱に陥ってしまうからである。

以上の点から、新経済村において形成される様々な住民組織のメカニズムを明らかにすることは、立場、利害や属性が異なる諸集団が集まる複合社会の態様をできるという点で、極めて興味深い地域社会であるといえるかもしれない。おそらく成立直後から10年ほどは、それぞれの社会集団一本論考でいえば、集団入植の母体となる送り出し社会を指すがさしたる交流もなく孤立的に存在していたが、農業生産が安定し、生活レベルが向上してくると、地域社会を共有して相互に影響し合う機会を得たり、地域社会外部との頻繁な接触により何がしかの新たな関係性が築かれたりすることで、重層的で開放的な場が現れてくる。このような新たな「住民意識」の芽生えという点においても、新経済村における住民組織のメカニズムを解明する意義があるように思われる。

本論考では、ベトナムの農村を論じる際、序論で全体の趣旨が示されているように、コミュニティという概念を使わずに、地域社会という概念を用いる。コミュニティという概念は、帰属意識が明確なメンバーシップで構成されているまとまり、つまり重富が序論でいうところの「まとまり意識」がはっきりした社会が前提となるが、地域社会 local society はそのようなまとまりを前提としない。本論考で焦点となる「住民組織」の内在的メカニズムを明らかにしようとする際に、コミュニティよりも広い地域概念であり、「まとまり意識」を前提とせず異なる組織原理をもつ社会集団を内包する地域社会という概念で捉える方がより議論が広がるように思われる。

本論考で扱う開拓移住村は国家が境界をくくった村落であるため、その枠組みを住民たちがいかに内実化できるか、という観点からアプローチしていきたい。末端の国家である行政村レベルの地域社会は、まさに国家と地域住民が対面し、フォーマルな組織、インフ

オーマルな組織を展開する重層的で多様な様相を呈する。そのため、本論考では、様々な出自の住民が主体的に組織化する事例をできるだけ多く挙げ、また、それぞれの住民組織が相互にどのような関係性をもっているのかを明らかにすることを目的とする。

本論考での分析に使用する資料は、主として 2012 年 2 月にロンアン省ヴィンフン県カインフン村にて収集された。インタビューの対象は、同村人民委員会副主席、5つの集落長、社会団体の婦人会や退役軍人会の主席および集落レベルの支部長、その他住民組織の役員などである。

## 第1節 新たな「地域社会」の成立

### 1. メコンデルタ辺境の国家開発村

本節では、ベトナムにおける開拓移民政策と主にメコンデルタにおけるドンタップムオイ地域開発を概観し、筆者の調査村ロンアン省ヴィンフン県カインフン村の位置づけをしておきたい。

ドンタップムオイ地域はカンボジア国境に分布する全面積約 63 万ヘクタールの広大な氾濫原湿地である。土壌は硫酸酸性を帯びるが、毎年雨季の数か月間、メコン河上流が増水し全域が冠水することで、その土壌が洗い流されてきた。しかし、厳しい自然環境のため、長らく「無人の野」として人間の侵入を拒んできた。ベトナムが南北に分断されていたベトナム戦争時は、アメリカ軍への抗戦を続けるゲリラの拠点となるが、南北統一以降、このような放棄地は、新経済区として本格的な農業開拓のための入植者受け入れ地として開発されていく（大野 [2007 : 4-5]）。

ドンタップムオイ地域の「新経済区」は、社会主義中央政府の開拓移民政策の拡大版として期待され、1976 年以降、国営農場の建設とともに大規模な地域開発プロジェクトの柱となった<sup>1</sup>。同地への入植移住民の大半は、同じメコンデルタ地域内のより人口稠密な農村部出身者で占められており、南部の農業集団化の混乱の影響もあり、1980 年代後半までの同地での入植実績はあまり芳しいものではなかった。しかし、1987 年以降、つまり集団化が解体してから、土地なし農民を中心に、本格的な集団入植事業が始まり、1987 年から 1996 年までの間に 37,753 世帯（87,659 人）が入植した(Nguyễn Quói; Phan Văn Dóp [1997 : 172-203])。政策移住世帯に対して、国家補助金が支払われ、入植先で支給される土地も約

---

<sup>1</sup> ドンタップムオイ地域は、現在ロンアン省、ティエンザン省、ドンタップ省の 3 省にわたる地域を指す。本論考では、主にロンアン省内に区分された地域に限定して議論する。ロンアン省の「新経済区」に指定された地域開発の中心となったのはヴィンフン県で、主に省内の人口稠密農村からだけでなく、近隣のティエンザン省や北部のハイフン省やハバック省などからも移住民を受け入れた。

1 ヘクタールから 1.5 ヘクタールと規定されていた<sup>2</sup>。

本論考で対象となるロンアン省ヴィンフン県カインフン村も、1987 年から省内外の各地から集団入植がはじまり、同行政村が成立したのは、3 年後の 1991 年である。この時期は、それ以前に比べて飛躍的に移住人口と開拓地面積が拡大している。この背景には、開拓移民政策や農業経営に関する政策の変化だけではなく、インフラ整備に力点が置かれた地域開発が促進されたことも大きく関係してくる。特に、洪水対策と土壌改善という自然環境の克服は、運河開削など大規模な国家開発が必要とされ、その主力を担ったのがベトナム人民軍の経済部隊「ドンタップ経済建設団」(*đoàn xây dựng kinh tế Đồng Tháp*)であった(大野[2007:12]。しかも、ドンタップ経済建設団は入植世帯に対し、土地の耕耘、種籾・肥料など、農業経営に関わる物資・サービスも提供していた。このような農業促進の効果もあり、1,987 年に 312,587 ヘクタールだった新開地は、1996 年にはその 2 倍の 625,330 ヘクタールに急拡大し、同地の農業開発は急速に進んだ。

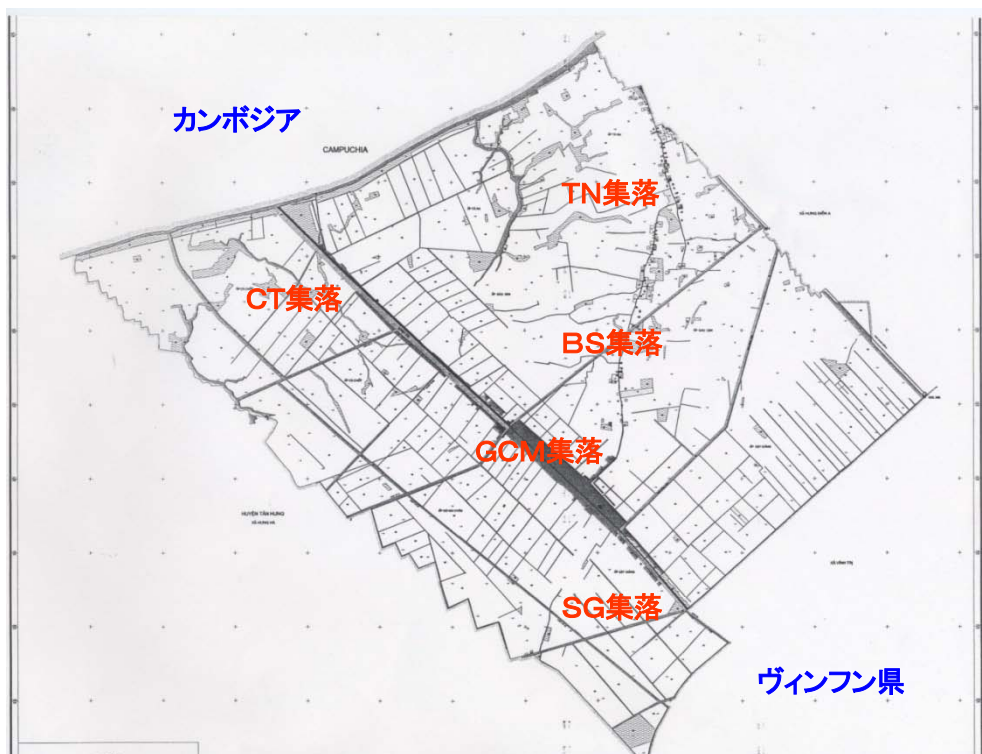
図1 ベトナム南部メコンデルタ全図とカインフン村の位置



(出所) 矢野正隆作成。

<sup>2</sup> 個々の移住世帯に支払われる国家補助金は、移住元と移住先の距離・条件、時期などによって異なる。

図2 カインフン村全景図



(出所) ロンアン省地政局 (Sở địa chính tỉnh Long An)。

カインフン村が成立した1991年は、上述したように開拓移民政策による入植人口が激増し、開墾地面積も拡大することで、「新経済村」建設の必要性が高まっていたとみることができる。同年には、1978年に分立したヴィンフン県の県都ヴィンフン市も同時に建設され、単なる開拓入植地ではなく、町と村という一通りの行政機能を備える生活空間に変貌していったといえることができる。

カインフン (Khánh Hưng) という村の由来は、もともと同地にあった地元の行政村、フンディエンA (Hung Điền A) 村と、新たに入植したロンアン省内の移住民の出身村の一つ、カインハウ (Khánh Hậu) 村の村名のそれぞれ一文字を取って命名された (Nguyễn Quói; Phan Văn Dóp [1997 : 223])。ロンアン省内では、他村からも多くの入植者が輩出されたが、特にカインハウ村が選ばれたのは、南北統一以前から同村が国家の重点村落とみられてきたことにもよる<sup>3</sup>。そのため、1991年に成立したカインフン村の人民委員会主席はフンディエンA出身者が就任し、同副主席にはカインハウ出身者が就任するなど、村の要職を2つの村落出身者が占めた。

こうして、5つの集落、GCM, SG, CT, BS, TN から成る行政村が成立し、1996年ま

<sup>3</sup> 1950年代から1960年代にかけてカインハウ村で現地調査を行ったアメリカの文化人類学者ヒッキーは、当時アメリカ軍の民間アドバイザーとして調査許可を得ていた (Hickey [1964])。

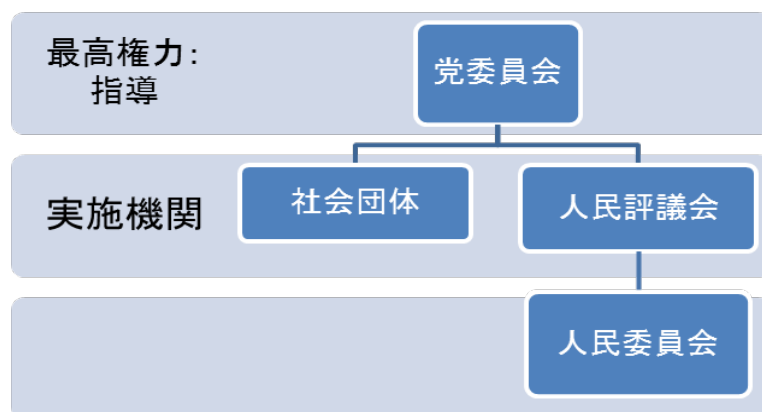
でに 875 世帯，2,873 人が定住した(Nguyễn Quói; Phan Văn Dốp [1999 : 223])。翌 1997 年の同村人民委員会の報告書によると，811 世帯，2,849 人となっているので，若干の世帯が離村している。2005 年時点では，1,271 世帯，5,163 人になっているので，単純に計算しても 1990 年代後半から 2000 年代初頭にかけて世帯数で約 1.7 倍，総人口で約 1.8 倍にも急増している。その背景には，2000 年の大洪水の後に行われた大規模な洪水対策住宅地造成など，インフラの整備が地域レベルのビジネスチャンスを生み，各地からの自発移住民の急激な流入が見て取れる。

2000 年半ば以降，ベトナム全土で展開される「新農村」(xã “nông thôn mới”) と呼ばれる農業・農村開発プログラムの実施に伴い，同村の公共インフラも急速に変貌している<sup>4</sup>。

## 2. 新経済村の行政組織系統

ここでは，主に国家の末端レベルである行政村の組織系統について概観しておきたい。

図 3 行政村内の権力関係

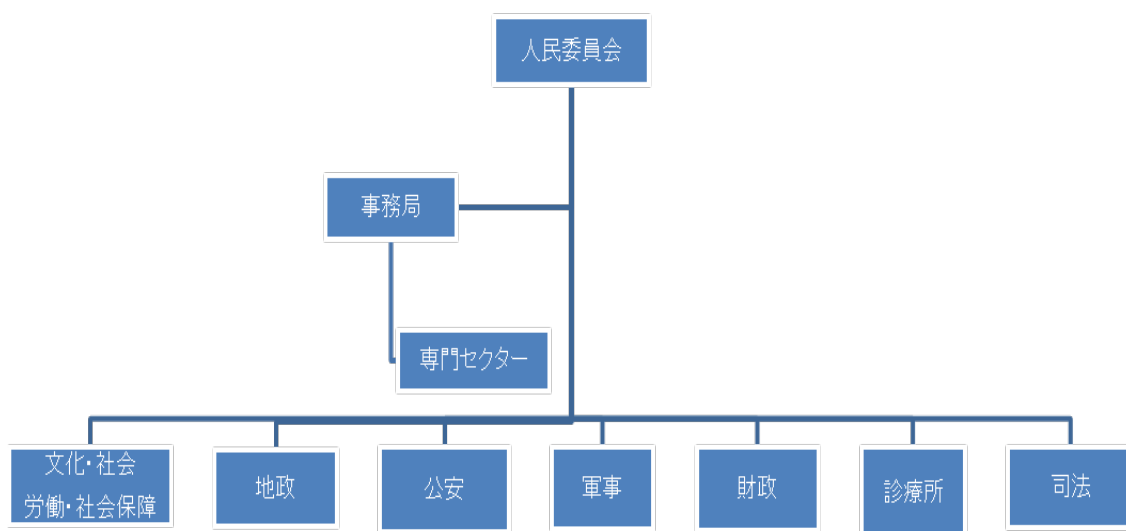


(出所) 筆者作成。

まず，図 3 に示したように，行政村トップには共産党委員会があり，最高実権を掌握している。その下には，党の政策や指示を実行する国家機構と，一般住民の思想教育と動員を目的とする各種社会団体が存在し，共産党の指導体制の受け皿となっている。

<sup>4</sup> 2011 年のカインフン村の人民委員会の年次総括報告書によれば，19 ある指標のうち 11 の指標を達成した。それは，企画策定，文化施設基盤，郵便，収入，貧困世帯，学校，文化，生産組織形式，環境，持続的政治・社会組織システム，安寧・社会秩序である (Ủy Ban Nhân Dân Xã Khánh Hưng[2011:5])。

図4 行政村政権の組織系統



(出所) 筆者作成。

また、国家機構としては、人民評議会と人民委員会から成る行政村政権があり、その関係は人民評議会が議決を採択し、人民委員会が政策を実施するという関係にある。党委執行部は4名（6つの役職のうち2つを2名が兼任）、そして常任委員が9名（執行部メンバーと2名が兼任）となっている。行政村の最高権力をもつ共産党委員会書記は人民評議会の主席を、副書記は副主席を兼任している。また、他の常任委員の二人はそれぞれ人民委員会主席と副主席を兼務している。その下部に5つの集落レベルの党支部長がメンバーとなり、兼任も含め全メンバーはのべ21名で構成されているが、彼ら自身も何らかの政権幹部に登用されている。このように、党委メンバーはほとんどが行政・議会の要職を兼任し、行政村政権の職位に応じた俸給を収入としている。

人民評議会議員は2012年現在25名で、そのうち2名が主席、副主席を、そして5名が各集落の自治組長を兼務している。この21名の議員は人口比に応じてそれぞれ集落から選出されたり、後述するような6つの社会団体から選出されたりする。

人民委員会の指導部は3名、主席と副主席が2名いる。3名ともに30代後半から40歳前半の若手幹部であるが、それは党中央の意向が反映されたものであるという。二人は党

委員会執行メンバーであるが、もう一人は党员ではない。主席は人民評議会代議員の中から互選され、選出された主席が二人の副主席を任命する。

その下には、10つの専門セクター、人民委員会総務、地政、軍事、財政局、公安、社会文化—労働・社会保障、保健所、司法、獣医、農業促進・交通水利が配置されている（図4）。この組織体系は、中央（省庁）から省（局）、県（室）、行政村の地方3級までヒエラルキー型に編制されており、国家機構としての機能を備えている。2000年代後半から職員は全員IDカードを携帯しなければならず、いわゆる給与が支払われる「公職」とされる身分にあるのは、総務課長、公安長、民兵隊長、地政担当、文化社会・社会保障担当、財政担当の7名である。公務員は必ずしも村出身者でなくてもよいが、現在では相応の学歴が要求されており、最低高校卒業、必要に応じて専門学校や短期大学卒の資格を有するものが優先される。一方、「公職」と扱われない職種が農業促進、獣医、総務課の中の「総合窓口」、診療所の人口担当で、「手当」を支給されるが、学歴に応じて補助金が追加される。

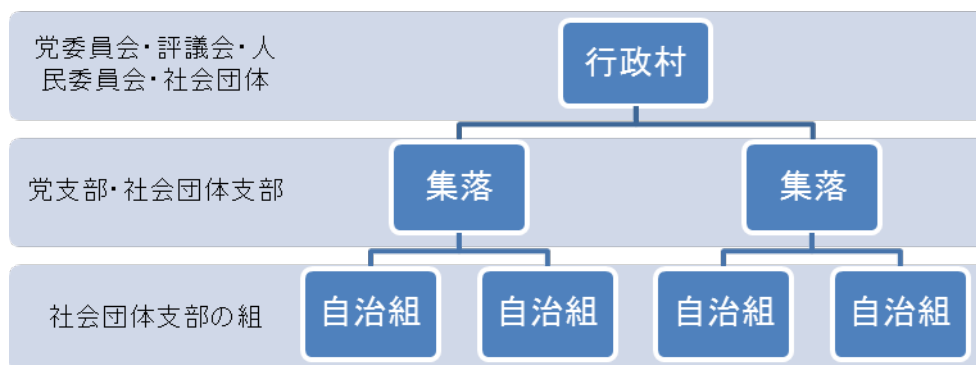
以下では、主に国家にダイレクトにつながる大衆動員的なフォーマルな住民組織と、地域社会の自発的なインフォーマルな住民組織とに大別しながら、その実態について考察していきたい。

## 第2節 フォーマルな「住民」組織

### 1. 集落—重層的な「民意」表出の場

行政村が国家の末端機関であるとする、地域社会において最も末端に位置する行政単位は集落である。図5に示したように、集落は、国家の行政機能を下支えする補助的役割を担うという関係である。したがって、集落は機能としては国家の下部組織と位置づけられるものの、扱いとしては公的機関ではなく、地域住民組織である。中枢メンバーは、集落長、副集落長、大きな集落では書記が個別に存在するので、だいたい2～3名の陣営である。その下部組織としてさらにいくつかの「自治組」（*tổ tự quản*）が存在する。自治組は、主に住民数に応じて、道路や水路を境に区分される。自治組には、組長、副組長が存在する。自治組の数は、住民数に応じて集落ごとに異なるが、SG集落は3組、GCM集落は7組、CT集落は4組、BS集落は2組、そしてTN集落は4組に分かれている。いわば、この組が最末端レベルで毛細血管のように住民世帯を束ねているといえるだろう。

図5 行政村・集落の関係および集落レベルの基礎組織



(出所) 筆者作成。

表1 各集落長の基本情報

集落	生年	学歴	就任年	経緯など
S G	1973	中卒	2007	南部政策移住民、現地で北部政策移住民の娘と結婚
G C M	1971	高卒	2004	南部自発移住民、結婚後に移住
C T	1950	中卒	2008	南部自発移住民、現地で結婚
B S	1984	高校中退	2004	地元民、現地で南部政策移住民の娘と結婚
T N	1984	中卒	2011	地元民、女性、独身

(出所) 筆者の聞き取りにより作成。

集落長は居住する住民による投票で選出される。任期は人民委員会主席の改選に合わせて設定される。集落長選出にあたっては、全ての住民世帯の世帯主が集落の文化会館 (*nhà văn hóa ấp*, 公民館のようなもの) に置かれた施錠付きの投票箱に選挙用紙を投じるので、ある意味、民意がダイレクトに反映される。すなわち、集落レベルで組織される党支部から紹介される候補者とは別に、住民の自薦・他薦があれば、複数人が立候補し、選出されるため、必ずしも党支部の意向がそのまま通るわけではない点が重要である。集落長に求められる資質は、住民の声をよく聞くこと、素早く対応すること、そして住民世帯ひとつひとつの状況を日常からよく把握しているということである。例えば、住民登録の管理は集落に任されており、特に3か月、6か月の仮寓世帯の住民登録の手続きを行うなど、日常生活の安寧秩序に責任を負う。通常、住民登録は副集落長が担当し、定期的に行政村の公安に連絡する。

表2 各集落の人口・世帯とその特徴

集落名	世帯数 (人口)	流入移動		備考	
		主な出身地 (省)	主な移住年	主な構成	集落長の出身
SG	167 (617)	ロンアン、ハイフン	1988/1990/1991/1992	南北部・政策	ロンアン
		ハイフォン、ナムディン、アンザン	1990年代後半	南北・自発	政策
GCM	470 (1928)	ロンアン、ティエンザン	1988	南部・政策	ティエンザン
		アンザン、ベンチュ、ドンタップ	1990年代後半	南部・自発	自発
BS	185 (774)	ロンアン、ドンタップ、カンボジア	1970年代	地元民	ロンアン
		カンボジア、ドンタップ、タイニン	-	南部・自発	地元
CT	292 (1155)	ロンアン、ティエンザン	1988	南部・政策	ロンアン
		ドンタップ、ロンアン、アンザン	-	南部・自発	自発
TN	157 (689)	カンボジア (スヴァイリエン)	1975年前後	地元民・越僑	ロンアン
		カンボジア、ドンタップ、ロンアン	-	南部・自発	地元
合計	1271 (5163)				

(出所) カインハウ社公安提供資料 (2004年8月) より筆者作成。

2012年2月の調査時点でインタビューに応じた5つの集落長はいずれも党员ではない。CT集落長は党支部の推薦した者ではなく、住民の他薦によって当選した人物で、集落内の自治組長の歴任以外、主だった活動経歴はない。しかし、人望と腰の低さで住民の信頼を得ていた。一方、TN集落長は、就任したばかりの若い女性であったが、彼女の選出にあたっては、党支部の意向が強く働いたようである。TN集落が、他の集落に比べ貧困層の多い地域であり、学歴も総じてあまり高くなく、慢性的な人材不足があるとはいえ、彼女の登用は、これまで集落のホーチミン共産主義青年団支部副部長をするなど、若手幹部候補生の育成という意味合いが濃い。

集落の寄合は毎月1回、文化会館にて、主に午後2時から4時ごろまで行われる。その構成メンバーは、集落長、副集落長、党支部書記、各社会団体の支部長、各自治組長など、総勢15名前後である。そこでは、上位機関からの指示・通達が討議されたり、集落内のインフラ関連のチェックをしたり、主に国家と一人一人の住民の間の結節点として、様々な情報交換・人的交流の場となる。集落レベルでは、党支部が指導し、集落が実施するという関係性が成立している。年間4回ある寄合のうち、年末の総括報告会はより大規模に開かれ<sup>5</sup>、人民委員会の主席・副主席が出席するため、5つの集落は日時を調整して、スケ

<sup>5</sup> 集落レベルでは、毎月の定期会合の他、年間活動報告集会在毎年末に行われる。その際には通常の集会で招集される執行委員メンバーだけではなく、人民員会主席や副主席、各

ジュールが重複しないようにしている。興味深いのは、集落の年次活動報告文書が党支部によって作成されていることである<sup>6</sup>。本来ならば、党支部（指導）と集落（実行）は切り離して考えるべきであろう。少なくとも行政村レベルでは、党委員会が人民委員会の活動報告文書を作成することはない。

自治組の寄合も、ひと月に1回あり、そこでは各住民世帯の代表者が集まる。通常は、30名程度が集落の文化会館、あるいは自治組長や集合しやすい個人の自宅で行う。

集落で開催される会合・寄合のほとんどは、各集落区域内に建設された文化会館で行われる。この文化会館は2000年代半ば以降に建設され始めたが、その費用の大半は住民の寄付である。足りない分については、人民委員会に申請し補助を受ける。例えば、CT集落の場合、総費用6000万ドンを予算計上し、その内3分の2の4000万ドンが住民の寄付で、残りの2000万ドンが行政村からの補助で賄われた。4000万ドンの住民寄付は建設予定日に全額が集まらなかったため、不足分は集落の負債となり、別集落に在住する建設物資販売業者に一旦肩代わりしてもらい、徐々に民間寄付で返済していったという。その間の利子はつかなかったという。ちなみに、SG集落の文化会館は現党支部書記の屋敷地内に建てられており、集落住民の把握という点では極めて都合がよい。

## 2. 各種社会団体

行政村には必ず官製の社会団体があり、共産党委員会の指導の下、様々な宣伝活動をする。その内容は、行政組織系統とは異なるチャンネルで党の指示・政策を一人一人の住民に教化・宣伝していくという目的を果たすことであり、一方ではメンバー間の親睦や交流を深めるための様々な自発的な活動を行っている。

図6に示したように、社会団体は全部で7団体あり、各団体の主席は国家から活動経費が支給される。これは、俸給とは異なり、あくまでも党・国家の政策のサポート手当であるため、その分国家との関係や地域社会での位置づけも多少異なってくる。それぞれの社会団体は、行政機構同様、中央レベルから省、県、行政村レベルまでパラレルに編制されている。社会団体の中でも退役軍人会、農民会、婦人会<sup>7</sup>、青年団は会員の人数も多く、年齢、性別、生業などによって住民一人一人を組織化する重要な役割を果たしている。すなわち、住民世帯の中で、軍隊経験者は退役軍人会に加入し、農家の世帯主（大抵は夫）

---

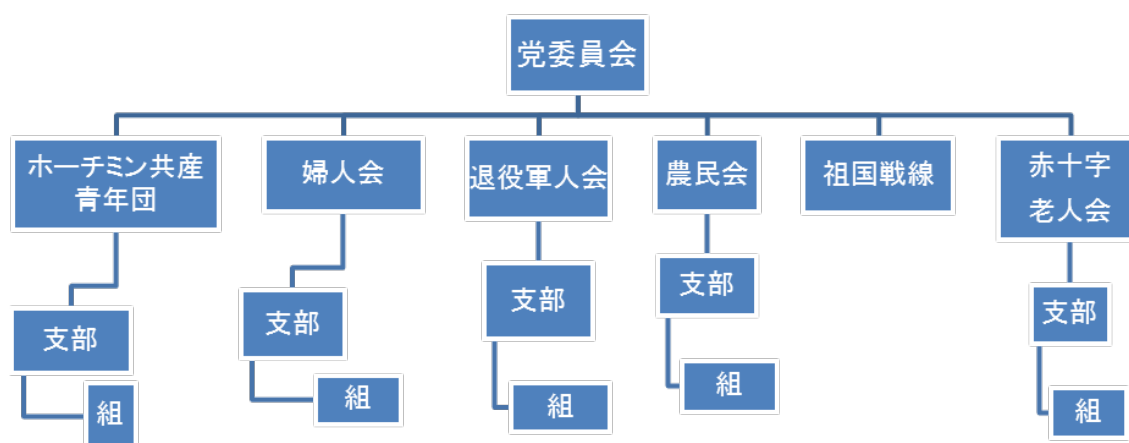
社会団体の主席など行政村の代表や、集落内の一般住民も参加するため、100名以上の規模となる。

<sup>6</sup> 今回の集落長へのインタビューにあたり、活動報告文書を提供してくれたのはBS、GCM、SGの3つの集落で、残りの2つの集落からは提供が叶わなかった。集落長と党支部書記との関係性の密度も関係しているように思われる。

<sup>7</sup> 本稿では、村の文書の文言どおりに *hội phụ nữ* を婦人会とそのまま訳出するが、本来の正式名称は *hội liên hiệp phụ nữ*（女性連合会）である。

が農民会に加入し、既婚女性は婦人会に加入し、子どもたちは青年団に加入するので、住民一人一人が何らかの形で社会団体メンバーになり、地域社会や国家とつながることになる。定例の会合を招集し、年末には年間総括報告集会を開催し、その報告書を村の政権に納付することを義務づけられている。

図6 各社会団体の組織系統



(出所) 筆者作成。

表3 各婦人会支部長の基本情報

集落	生年	学歴	就任年	経緯など
S G	1977	中卒	2005	北部政策移住民、現地で北部政策移住民の男性と結婚
G C M	1988	高卒	2011	北部政策移住民、独身
C T	1973	中卒	2007	南部自発移住民、現地で南部政策移住民の男性と結婚
B S	1981	高校中退	2004	地元民、現地で南部自発移住民の男性と結婚
T N	1984	中卒	2011	地元民、集落長も兼任

(出所) 筆者の聞き取りにより作成。

社会団体支部の運営は、ほぼ統一されており、3か月に1回の執行部の会合がある。婦人会支部の例を取ってみると、支部の下部組織として複数の組が存在し、組長、副組長がこの会合に出席し、支部全体の情報の交換、党の議決の討議、キャンペーンの展開方法の話し合いが行われる。婦人会の特徴として挙げれば、出生届けなど人口管理や、家族計画や母子保健についての情報提供を村の保健所と連携して行ったり、後述するように、政府

系小規模金融の資金管理を行ったり、住民の家族生活に不可欠の情報共有と協同活動の場として機能している。

この4つの社会団体は、もう一つ極めて重要な役割がある。それは、主に困窮世帯への無担保低利貸し付けプログラムの信用保証を担っているということである。この低利貸し付けプログラムは、中央政府の「貧困撲滅運動」の一環として展開され、主に社会政策銀行から年間0.65%の超低利で融資される。目的に応じて融資額も異なる。例えば、家禽・家畜飼育（鶏、アヒル、豚、牛）であれば1500万ドン、農業生産投資であれば3000万ドンとなっている。個別の債務者のほとんどが土地を保有していないか、小規模な土地しかもたない貧困層であるため、一般の商業銀行で融資を受けるための担保を持たない。そこで、これらの社会団体が個別の借主に代わって信用保証を政府の銀行から受けるのである。行政村レベルの各社会団体にプログラムの予算が分割された後、それぞれの社会団体が各支部に下ろし、支部の下部組織である組で展開される。信用保証は、この集落レベルの支部で行われる。債務者の世帯が重複しないように、例えば妻が婦人会支部の信用保証で融資を受けた場合、その間夫は農民会支部または退役軍人会支部の信用保証で融資を受けることはできない。このように、それぞれの支部が融資の対象を互いにチェックしあい、より効率的・広範に融資が行き渡るような配慮がされている。

一方、祖国戦線は選挙管理や政権業務の補佐役の機能があるが、日常的に活動するわけではないので、会員は存在しない<sup>8</sup>。また赤十字や老人会は中央から地方レベルまでのヒエラルキー型の組織系統があるわけではなく、帰属意識も主要社会団体に比べ希薄でサークルやクラブ活動の域をでない。したがって、国家に代わり信用保証するという機能も付与されていない。

### 第3節 インフォーマルな「住民」組織

#### 1. インフォーマルな「民意」表出の場

本節では、住民たちが自主的に作り上げた日常生活上の様々な組織を取り上げる。開拓村という性格上、フロンティアで生存するための互助的自生組織として、冠婚葬祭に関わる労力をシェアする地縁集団を自ら作り上げていく必要がある。本節では、自主的・無給で活動する各社会団体支部内の各活動に焦点を当てる。

---

<sup>8</sup> 祖国戦線とは、社会の各層から連合・団結するために組織された団体で、集落の草の根レベルにおいて住民を動員する任務を負っている（白石[2000: 41-44]）。

表4 カインフン村におけるインフォーマルな住民組織(2012年2月現在)

<b>1) 集落全体を拠点に活動する組織</b>	
<b>和解組</b>	
委員構成:	組長、副組長、党支部長、集落長、社会団体支部長、威信のある年配者数名など 総勢10名程度
活動内容:	申し立てがあると組長のイニシアティブで集落の文化会館にて会合が開かれる 話し合いの議事録が作成され、次回までに何をすべきかを申し立てをした側と申し 立てを受けた側に伝える。ほぼ9割が解決される。
設立年:	1990年前後。集落によっても多少異なる。
<b>アマチュア歌謡楽団</b>	
会員構成:	有志。アマチュアの愛好家。
活動内容:	不定期に活動。主に何かの記念日に合わせて練習し、披露する。
設立年:	不明(TN集落長によれば、2000年代以降)。
<b>2) 社会団体支部を拠点に活動する組織</b>	
<b>婦人会支部</b>	
<b>健康増進クラブ</b>	(文末の添付資料①参照)
会員構成:	主にSG集落とGCM集落の婦人会支部が活動している。SG集落の場合、クラブ会長が 存在する。会員数18名。
活動内容:	毎週末にヴィンフン県の健康増進クラブの練習会が開催され、幹部メンバーが参加 する。その後、集落に帰って、クラブ会員に体操を伝える。会員は自宅で銘々に 練習する。毎年末、年次報告会が開催され、情報を共有する。その後宴会を開き、 会員の親睦を図る。(添付資料参照)
設立年:	2004年5月25日。
<b>3人目を生まないクラブ</b>	
会員構成:	実際に活動しているのはSG集落。他の集落は準備中。SG集落の会員数は15名。
活動内容:	村の診療所と協力して、既婚女性たちを啓蒙。
設立年:	2000年代後半。
<b>歌声クラブ</b>	
会員構成:	SG集落で活動中。会員数は18名。クラブの会長がいる。
活動内容:	年度末の報告集会がある。3月8日、10月20日の「婦人の日」に皆で歌う。
設立年:	2004年ごろ。
<b>青年団支部</b>	
<b>バレーボールクラブ</b>	
会員構成:	集落ごとに結成されるが、メンバーは流動的。
活動内容:	集落対抗、または村対抗のバレーボール大会が開催される。
設立年:	2000年代半ばごろ。

(出所)2012年の聞き取りを基に筆者作成。

各集落長に尋ねたところ、最も活動が活発なのは、婦人会支部であるということであつた。その理由は会員が多く、家計管理を女性が担うため、家庭生活の向上を目指す活動は婦人会支部が最も適しているという説明であつた。

その他、どの集落にも和解組(*tổ hòa giải*)と呼ばれる係争仲裁組織がある。この組織は、集落内のもめごと・係争を治めることを目的として設立されている。主なもめごとは、農地や畔の区分をめぐる争い、夫婦・家族問題、金銭問題などである。住民からの文書での申し出があつた場合、和解組の組長または副組長が会合を招集し、集落党支部長、集落長、各社会団体(農民会、婦人会、青年団、退役軍人会)支部幹部の他、ご意見番となる有識者が参加する。5つの集落長のインタビューによれば、和解組長に求められる資質は異口同音に集落で経験豊富で人望の厚い(*uy tín*)人物である。また、家庭円満で、近所づきあ

いも良好であることも条件である。

和解組に持ち込まれた係争は、2～3回の話し合いでほぼ9割は和解が成立するが、不成立の場合は、行政村の司法担当に送られ、法的に処理される。それでも不成立の場合、管轄の民事裁判所に申し立てする。住民が和解組に申し立てする場合、大抵は申し立てられた住民が在住する集落の和解組で処理されるようである。2012年2月の現地調査で筆者が滞在中にGCM集落で行われた和解組では、副組長が会合を招集し、集落長、党支部長、農民会支部長、青年団副支部長、ご意見番の住民の6名が集まった。男女比は3人对3人で同比率であった。そこに申し立てをした原告夫婦と被告の計3名が並んで和解組と対面した。副組長が司会進行、青年団支部副支部長が書記を務めて議事録を作成していた（実は、この二人は、祖父と孫の関係）。訴えの内容は、GCM集落の女性がTN集落の住民から息子の結婚披露宴の資金として1240万ドンを借りたが（無利子）、約束の期日までに返済せず、何度催促しても聞き入れられなかったというものである。そこで、和解組では、ある期日までに一定の金額を用意して誠意をみせること、と諭して第1回の会合を終了した。集落長の見立てでは、「もうすぐ和解が成立するだろう」ということであった。

## 2. 規約

各集落では、生活が比較的安定してきた2000年代に入り、「規約」と呼ばれる、一種の「村の掟」（慣習法）を作成し、住民間の相互理解と結束を図ろうとしている。先に挙げた和解組が個別具体的な個人間の利害対立の調整、係争解決を目的としたものであるのに対して、規約は社会の一般倫理と国家・社会の共同利益を説く公序良俗としての意味合いが強い。そのため、集落内の秩序安寧を図り、住民間の自覚的な協調行動を促す日常生活の心得として用いられている。

各集落長によれば、規約は現状に即した内容にするために毎年更新されている。筆者が入手した3つの集落の規約を突き合わせてみると、フォーマットとして序、内容、結の3部構成で、5章に分類されている点は共通している<sup>9</sup>。しかしながら、一方で、村の人民委員会や郵便局、市場など公共サービスが集中するGCM集落の規約は、町内会の会則の趣きを呈しているのに対し、伝統的な自生村落の多い北部紅河デルタ出身者の多いSG集落の規約は、社会主義体制下の大衆動員キャンペーンに長らく馴染んできた母村のそれに通底するようなイデオロギー的性格を有していて、各集落の特徴を反映した内容になっていると考えられる。

ここでは、最も早くから同郷会を結成し、集落の規約づくりに取り組んできたSG集落

---

<sup>9</sup> SG集落の規約は全部で15条、GCM集落の規約は19条、そしてBS集落の規約は16条の構成となっている。

を事例として紹介しておきたい（末尾に添付資料②）。

SG 集落の規約は、党・国家の大衆動員に対し、地域社会が応えるという構図はきわめて明確な形で現れている。すなわち、本来は内生的な共同性を体現するはずの「村の掟」が、新経済村では党・国家の意向によって外生的に作られているのである。さらに、共産党と国家、中央と地方という関係性も区別されており、末端の集落住民にどのようなチャンネルで政策や法律が行き渡らせていくのか、という点もはっきりしている。党中央・国家の定める枠組みを住民自らの自発的意思で内実化させていくことが意図されている。住民側からすれば、権力から発動される様々なキャンペーンにうまく応えられれば褒賞され、一方で違反すれば処罰されるのも当然である。違反者が見過ごされることは許されない。

興味深いのは、住民個々人と党・国家の関係とせずに、集落の規約という集団意思を想定することにより、党の政策や国家の法律に対して連帯責任をもつと同時に、住民間の共感、意志の疎通を図り、個々の利害を超えて全体利益を共有させていくしくみをも提供しているということであろう。規約の各条項は、法的な拘束力はまったくないものの、住民の行動規範に訴える拘束力をもつ。皆で討議し、決めたのだから、皆で遵守するという原則が成立する。このように、その枠組みを外から与えられてはじめて個々の住民が集団・共同性を意識しはじめる契機が生まれる。ただし、内実化するかどうかは、やはり地域住民自身に委ねられており、その必要性をあまり共有しない集落にとって規約は単に上位機関の命令・指導に従っただけの有名無実な存在である。

### 3. 婦人会支部の頼母子講：相互扶助のしくみ

ここでは、集落内で最も活発に行われている婦人会の頼母子講 (*quỹ góp vốn xoay vòng*) の運営について紹介しておこう。どこの婦人会支部も頼母子講していたが、実に興味深いことに、その運営方法は全く異なっていた。その違いはどこから来るのか、はっきりとわからないが、メンバーの女性たちの金銭感覚や使途、基金の解釈などによっても影響されているように思われる。先ほど述べたような社会政策銀行の無担保融資は、その使途が家畜飼育や農業生産投資などに限定されるのとは異なり、頼母子講の使途は原則無制限である。どのような目的で使うかは、本人の自己責任に任される。

#### (1) SG 集落の頼母子講

まずは、SG 集落の事例から見よう。この集落は最も積立基金が大きく、積極的にやっている。他の婦人会支部からも、「あそこは団結力があるからね」と評価されるように、メンバー間の意思の疎通がよく図られ、結束力が高い。彼女たちの大半が紅河デルタ出身であり、このような活動にはよく馴染んでいたという社会的要因がある。また「どの世帯も皆土地を持っているし、貧富の差があまりないから、まとまり感がある」と、他の集落

の婦人会支部長が言うように、小農経営的な経済的要因も大きい。

支部長の話では、SG 集落では 64 名の会員がおり、全員が既婚女性である。年齢は 27 歳から 65 歳くらいである。会員全てが頼母子講に参加している。講は支部の下部機関である組単位で組織され、その規模はだいたい 10 名から 18 名程度である。SG 集落では、基金隊と呼んで、機能を分けている。隊員は年間 20 万ドンを積み立て、これまでの基金総額は 9000 万ドンに達しており、2011 年には 40 人の会員に貸し付けられた。その用途は主に家禽・家畜飼育や農業生産投資に充てられる。先にみた貧困層向け小規模金融の融資も受けている家庭も多く、彼女たちは主にこの 2 つの財源を基に生活水準の向上に努めている。

利子は年率 1%と超低利である<sup>10</sup>。利子を付ける理由は、集めた利子で婦人会支部の宴会を 2 回行い、会員同士の親睦を図るためである。第 1 回は 3 月 8 日の「婦人の日」で、組内の会員宅で行われる。第 2 回は 10 月 20 日の「国際婦人の日」に行われる支部の活動報告会の後に開く。また、病気や事故で療養する会員やその家族へのお見舞い金もここから支出される。

各組で誰が優先的に融通の権利を受けるかということに関しては、特に規定はない。一年単位の融資だが、一人の会員が何度でも更新することが可能である。名称はどの集落も統一しているものの、掛け金総額が全てのメンバーに一巡するという本来の頼母子講の運用とは異なり、共有積み立て貯金の意味合いが濃い。現に支部長は、自身が参加する頼母子講では積み立てるばかりで、利用したことがないという。余裕のある人は「より困窮した人に優先的に回せばいい」という行動原理で組織が成立している。これまで期限通りに返済できなかった例はない。大抵は、米の収穫後にコメ取引業者に売った利益を充てるが、手元に十分な金額がない場合は親戚か近所に借りて必ず返済するようである。

ここでは、共通のニーズに基づき、互いに家族構成や関心などをよく知る間柄にある女性たちによって、信用と利益が共有されている。自分たちの集落から困窮世帯を出さないことが自分たちの生活の安定性や確実性につながり、数年に一度見舞われる大洪水など、予測不能の自然災害被害を最小限に食い止めたり、その後の生活再建をスムーズにしたりすることができる。ある意味、リスク回避の保険として彼女たちの安心を育てているといえるかもしれない。

同様の運用は、BS 集落の婦人会支部でも見られた。しかし、BS 集落の婦人会支部の会員の大半は土地なし世帯が多く、積立基金は SG 集落の 7%にも満たない 600 万ドンである。あまり利益が上がらない家禽飼育への投資は認められず、養豚・育牛に用途が限られ

---

<sup>10</sup> SG 集落婦人会支部の健康増進クラブの活動報告（添付資料①）に見られるように、設立 1 年後の 2006 年の時点では、頼母子講の積み立て基金の総額は 248 万ドンで、貸付利子は 1.5%であった。2011 年には基金の総額が 9000 万ドン、およそ 36 倍に拡大した。その分、利子が 1%に引き下げられ、結果的に彼女たちの共同利益に資する好循環が生まれている。

る。融通の権利は3か月に2人の会員に回ってくるので、支部会議の際に返済と次の会員への融資が行われる。少ない基金をより多くの会員に回すことで支部への継続的な帰属意識を持たせようという工夫がみられる。またSG集落と同様に、1%の利子をまとめて、年間2回の「婦人の日」の宴会費用に充てて、親睦を図っている。支部長によれば、最初の1年ほどは会員の理解が浅く、運用が困難であったが、ようやく軌道に乗り始めたという。BS集落がいわゆる南部メコンデルタの自発的移住民からなる「地元民」集落であり、小規模の地縁・血縁集団での交流はあるものの、それを超えた住民グループを組織・運営するという経験がこれまであまりなかったことも影響している。

最も貧しいとされるTN集落に至っては、婦人会支部はなり立ての集落長が兼務し、表立った活動がほとんどできていない状況で、頼母子講についても集落長であり支部長でもある若手女性幹部はあまり把握していないようであった。

## (2) GCM 集落の頼母子講

GCM集落の婦人会支部長は、前任者が行政村の老人会副主席に転任したことを受けて、集落党支部の紹介で支部の信任を得て2011年11月に就任した。121人の会員がいて11組に分かれているが、頼母子講に参加しているのは11人だけである。2010年から運用が開始されたGCM集落の講はユニークで、別名「セメント頼母子」とも呼ばれているように、講の目的が家屋の新築または改築費用を運用することなのである。GCM集落は他の集落と比べて規模が大きく、盛り土の宅地造成が区画された町屋的空間である。農業経営もさることながら、公道に面した立地条件では、大抵の住民が何がしかの雑多な商売をしているので、このような形態が採用された。

まず、11人が一期(年間2期)一人300万ドンずつを供出する。そうすると半期で総額3300万ドンを一人に融通し、住宅費用に充てる。インフレなども考慮して金額はセメント33袋分の購入額に相当する。この費用でセメントだけでなく、必要に応じて砂利などを購入する。一旦メンバーに加入すれば、ずっと半期300万ドンを供出し続け、メンバー全員が住宅を建てる(または改築する)まで、すなわち5~6年先まで脱退を許可されないし、その用途は住宅建設のみに限られる。これまでに2軒の住宅が建てられた。

支部長によれば、この11人のメンバーについては、特定の親戚関係をもつわけではなく、全て自主的に組織したという。

## (3) CT 集落の頼母子講

婦人会支部長によれば、現在の会員は100人以上で、2つの組に分かれている。頼母子講が組織されたのは、2009年くらいからで、大別して2つの運用方式に分かれている。一つは掛け金を一定の期間積み立て、一定の期日に入札によって所定の金額を順次メンバーに融通する方式で、文字通り頼母子講の運用方法である。もう一つは、無利子の互助的な

基金運用方式で、SG 集落や BS 集落の方式に準ずる。

ここでは、CT 集落のみで展開する前者の方式について紹介してみたい。この方式は期間が1週間単位のもの、半月単位のもの2種類がある。前者の場合、38人が毎週20万ドンの掛け金を持ち寄り、運用する。後者は31人が半月ごとに50万ドンの掛け金を持ち寄り、継続的に運用する。

2012年2月の調査時に、インタビューに先立ち、支部長は掛け金20万ドンの頼母子講の集会の運営に出かけていた。その際の運営方法について、以下再現してみよう。

ここではわかりやすく20万ドンを10人のメンバーで持ち寄り、頼母子講に掛ける試算を示す。

毎週一人が20万ドンを掛ける。メンバー10人が参加するので、合計200万ドンが規定の標準金額となる。しかし、毎回その金額は入札の過程で少しずつ変わる。それでは、どのように順番が定まり、入札者が利用できる金額が決定するのか、以下そのしくみを説明しておこう。

第1回：資金が必要な人たちが入札箱に金額を書いた紙を投函するが、鍵つきの箱なので、誰がいくら金額を書いているかは互いに知らない。

Aさんが5万ドンと書いた紙を投函する。

Bさんが7万ドンと書いた紙を投函する。

Cさんが3万ドンと書いた紙を投函する。

それ以外の7人は投函しない。

開票後、Bさんが最も高い金額を書いたので、Bさんが利用する権利を得る。そうすると、一人当たりの掛け金20万ドンからBさんが投じた7万ドンを引いた13万ドンが、他のメンバーから供出される。

$13 \text{万ドン} \times 9 \text{人} = 117 \text{万ドン}$

この117万ドンをBさんが受け取り、彼女の番は終了する。

第2回：すでに利用したBさんを除く9人に入札参加の権利がある。前回同様に、入札に参加したいメンバーが投票箱に金額を書いた紙を投函する。Bさんはそのまま20万ドンを供出する。

Aさんが5万ドンと書いた紙を投函する。

Hさんが7万ドンと書いた紙を投函する。

Gさんが8万ドンと書いた紙を投函する。

それ以外のメンバーは紙を投函しない。

開票後、Gさんが最も高い金額を書いたので、Gさんが利用する権利を得る。そうすると、一人当たりの掛け金20万ドンからGさんが投じた8万ドンを引いた12万ドンが、他のメンバーから供出される。

$12 \text{万ドン} \times 8 \text{人} = 96 \text{万ドン}$

それに前回利用したBさんの20万ドンを加えて116万ドンが、Gさんが仲間から受け取れる金額である。

第3回：すでに利用したBさんとGさんを除く8人に入札参加の権利がある。自分の番を終えたBさんとGさんは20万ドンずつ供出する。

Aさんが1万ドンと書いた紙を投函する。

Dさんが5000ドンと書いた紙を投函する。

それ以外のメンバーは紙を投函しない。

開票後、Aさんが最も高い金額を書いたので、Aさんが利用する権利を得る。そうすると、20万ドンから1万ドンを引いた19万ドンが、他のメンバーから供出される。

$19万ドン \times 7人 = 133万ドン$

それにこれまで利用した3人の20万ドンずつを加えて173万ドンが、Aさんが仲間から受け取れる金額である。

・・・

最終回：10番目に利用するHさんが受け取る金額は、以下の通りである。

$20万ドン \times 9人 = 180万ドン$

この運用方式は、入札の時期と必要とする人の数に応じて、受け取る金額や順番が決定される点で、極めてユニークである。この方式は、同地域で昔からあるものだったが、婦人会支部で運用方法の討議をしたときに、自分たちでもできるのではないかと試験的に導入したと支部長が説明した。今では商売で常時運転資金を必要とするメンバーにとって必要な仕組みとなっている。頼母子講の主催者は、毎回の入札手数料として10万ドンを受け取る。SG集落やBS集落で行っている頼母子講が不測の事態に備えるための共有財産として長期的な貯蓄の意味合いが強いのに対し、CT集落のそれは利益優先の合理的な商売目的で結集する短期的な投資の意味合いが強い。後者の場合、互いにニーズがなくなれば、簡単に解散する。

#### 第4節 おわりに

本論考は、中間報告との位置づけのため、まだ精緻にまとめる段階にはなく、むしろカインファン村のような国家が主導して建設した外生的な開拓村の組織機構の全体像と各住民組織の位置づけに焦点を当てて考察した。

これまでの現地調査で明らかになったのは、このような国家開発村落では、官製の社会团体や集落の枠組みが先行して住民を括り、その中で新たな社会関係や共感・互助の共通倫理が構築されていくという、国家主導型の住民組織化が推進されているということであ

る。自生的組織がすでにある伝統的な村落とは異なり、フロンティアであるがゆえに新規移住者によって構成される新経済村においては、上からの開発モデルがよりスムーズに下部組織に貫徹しやすい。ただし、その枠組みをどのように運用するかは、やはりそれぞれの住民組織のメンバーによって異なるということは見過ごすことはできない。

その中で、集落という地縁的行政単位は国家と個々の住民をつなぐ結節点の役割を果たしている。自治組という、隣組のような小組織をいくつも束ね、党中央・国家の政策や法律の受け皿となり、万遍なく行き渡らせる毛細血管のようなしくみを構築している。また、各社会団体の支部が置かれ、行政チャンネルとは異なる党中央の政治・社会・文化キャンペーンの受け皿でもある。婦人会、退役軍人会、農民会、ホーチミン共産青年団の支部長は集落運営の執行委員として月一回の会合に出席し、住民の生活全般を統括する権限を持っている。行政村レベルが国家の末端として、その役員が公務員待遇を受けて給与を支払われるのに対し、集落レベルは国家の補完機関として位置づけられ、その役員は給与ではなく手当を受け取る。一方で、これらの集落レベルには、和解組など、インフォーマルな自発的住民組織が複数存在しており、住民同士の情報交換や互助・互惠的活動の拠点であると同時に住民間の係争解決の場ともなっている。また、集落長は住民の投票によって選出され、必ずしも党の意向がそのまま通るわけではなく、人柄や経験の豊かさが重視される点も、彼らの力量が住民に評価されることを反映している。すなわち、集落は「国家」の顔と、「住民」組織の顔との2面性を兼ね備えているといえる。

総じて言えることは、移住第一世代が大半を占める開拓村という歴史の極めて浅い地域社会において、住民同士の地縁・血縁関係は自生村落とは比べ物にならないほど浅く、偏りがあるということである。すなわち、住民個々人の裁量の範囲を超える経済的社会的問題を解決するには、自生村落では当然動員できるような社会関係資本としての血縁＝家族・親族や、地縁＝隣り近所のネットワークに期待することができない。そういう状況において、国家開発型村落で展開される集落単位の大衆動員型社会組織が地域社会で果たす役割は極めて大きい。すなわち国家が策定する境界線でくくられた地域社会の「住民」世帯は、官製の社会組織にそれぞれの成員が組み込まれることで、自生的な地縁・血縁組織に代わる社会関係資本を調達することができ、自らの生活保障を確立することが可能となる。一方、国家はこのような複数のチャンネルによって住民を管理・コントロールすることが可能である。このように、国家の提供する社会関係資本に対し、住民側が積極的に呼応していけば、ある意味「国家と人民が協力して行う」という国家方針に沿った開発がスムーズに展開されていくことになるだろう。

ただし、住民組織の運営について、国家が直接干渉することは不可能であるし、自発的で互惠的な社会関係を発展させていけるかどうかは、それぞれの住民組織に任されている。例えば3つの集落の婦人会支部が運営する頼母子講の多様性にみられるように、地域の「個性」といったものがそこに反映されていることも見逃すことはできない。具体的にいえば、

SG 集落の頼母子講は基金積み立て貯蓄型で、規模が大きくなればその分メンバーの共同利益も大きくなり、安心型の運営となる。また、同集落で結成されている多様な自発的クラブについても、親睦が本来の目的なのではなく、リスク軽減こそが共通のニーズである。親睦や余暇はその目的を達成するための手段と理解することができる。また、規模は小さいが、BS 集落の頼母子講は、確実に同地域の貧困層の女性たちの生活向上に役立っている。一方、CT 集落の頼母子講は運やタイミングを兼ね備えた入札型で、メンバーが調達できる金額や順番も運次第である。リスク軽減ではなく、効率的に最大の利益を得るために共同するという極めて合理的な運営となる。

どの婦人会支部もその組織原理は、「共通のニーズ」、つまり生活を安定・向上させるために必要な共同行動である。そのニーズから出発しないプロジェクトは、地域住民のやる気呼び起こすことはできず、組織化は困難を極めることになる。なぜならば、ニーズを個人レベルで満たせれば、共同で助け合う必要はないからである。1980年代に入って以降、ようやく本格的に国家の開発対象となった同地では、自然災害と市場経済という不確実な状況の中で個々の農家の商業米生産を支える経済的基盤を住民組織で補完するというしくみが形成されつつある。

このようにローカルな住民組織が国家の枠組みでくくられる地域社会では、それぞれの住民組織の内実は異なっており、一見「まとまり感」があるように見えても、その内実は極めて多様のように考えられる。以上の知見を農村開発の文脈で捉えると、以下のようにまとめてみることができるかもしれない。すなわち、チェンバースらを取り上げるようなバングラデシュやフィリピンなど経済格差が大きい農村では、アウトサイダーの働きかけによる貧困農民階層の組織的エンパワーメントが有効であり、本論考でいえば、南部地元民が集住する BS 集落に重なる。それに対し、余語らを取り上げる日本や韓国のような均質的で共同的な東アジアの農村では、自作農メンバー間の信頼関係を軸に内生的な協同組合化が有効であり、本論考でいえば、北部出身の移住民が集住する SG 集落に重なる（余語・佐々木[2008]）。

今後は、このような組織原理を支えるメカニズムに焦点をあてて考察してみたいと考えている。

## 添付資料①

### カインフ村 SG 集落健康増進クラブ報告

2006年8月24日

(各社会団体) 代表の皆様！全ての女性の皆さん！

私たち女性の健康増進のため、全民的な身体鍛錬プログラムに参加するために、私たちはヴィンフン県人民委員会の2004年5月25日に施行された第582号決定に基づく健康増進クラブ設立に関するカインフ村人民委員会の決定を心より歓迎しました。

(各種団体) 代表の皆様！全ての女性の皆さん！

健康増進クラブは2005年9月29日に設立されました。その目的は以下の通りです。

- 1) まず第一に、組織づくりの上で明言しなければならないのは、一年経ってようやく私たちの活動が始動しましたが、皆が高い責任感をもって参加したおかげでこのように軌道に乗せることができたということです。現在、メンバーは16人で、何人かはまだ若年であるために入会していません。
- 2) 第二に、婦人会支部の基金（頼母子講を指す一訳注）設立に関するプログラムの実施ですが、全ての女性たちの共感が高く、毎期の収穫後互いに積み立ててきたおかげで絶えず発展しつづけ、現時点の総額は248万ドンに達し、一人平均15万ドンとなっています。現在その基金は2人のメンバーに一月1.5%の利息で100万ドンずつ融資され、家族経済の困難の克服と発展に役立っています。

(各種団体) 代表の皆様！全ての女性の皆さん、

メンバーが病気に臥せったり、その親が年老いて元気付けたいと思ったりしたとき、婦人会支部では2万ドンのお見舞金をもって訪問し、励ましてきました。

去年は雨季に水位が上昇し、また日差しが強い日や雨降りの日など厳しい天候のもとで体操の集合会場までの往來が大変でしたが、私たちはがんばって毎日通い健康を増進してきました。

以上はここ1年間の活動状況の報告です。以下は2007年に向けての活動案です。

- 1) 今後も引き続き一人当たり年間15万ドン：冬春米期10万ドン、夏秋米期5万ドンを基金発展のために積み立てる。
- 2) 会員以外の女性たちを誘い、ともに活動に参加するように促す。
- 3) 積極的に集落や上位団体が組織するキャンペーンに参加する。
- 4) 国家に対する義務を十全に実施するよう家族に働きかけ、それが我々全ての会員の責任であると同時に権利であると理解する。

最後にクラブを代表して私は、村の婦人会がキャンペーンを支援し、盛り上げてくださることを建議します。また、夜でも（各自の自宅で）練習できるようにカセットレコーダーを一台支給してくださるよう上級機関にお願いします。なぜならば、私たちの資金はまだ少な過ぎるので。

最後に（各種団体）代表の皆様および女性の皆さん全員が常に楽しく若々しく健康で幸福で過ごし、次期冬春米期が豊作で大きな勝利を収めることを祈願いたします。ありがとうございました。

## 添付資料②

SG 集落の規約（抄訳）

SG, 2011 年 11 月 10

日

### 第一部：序

SG 集落はカインフン村の入口に位置する低湿地帯であり、1993 年に成立した。稲作専用土地面積は 1040 ヘクタールで、172 世帯 786 人を擁する。住民は祖国のあらゆる地方から同地で身を立てており、当初の生活はきわめて多くの困難を抱えていたが、住民が生来的にもつ勤勉な労働意欲と、党・国家・各地方政権（省、県、行政村を指す一訳者注）の関心を得て、住民の生活は徐々に安定した。ここ数年の間、同集落の住民の中には極めて多くの家族が裕福になり、地方（政権）が動員する運動に対して物質的にも精神的にも貢献している。住民間には、常に相互扶助、相愛、団結の精神が高く掲げられ、各級地方政権が発動する文化的指標を首尾よく実現してきた。その精神の基に、同集落の全住民は、以下の条項を持つ文化的集落の規約づくりに心から喜んで参加する。

### 第 2 部：内容

#### 第 1 章：公序良俗の維持と発揮

**第 1 条：**全ての人、全ての家族は互いに助け合い、慈しみ合い、団結する精神を高く掲げ、文化的な人間として交流し対応する中で、文化的素養を厳格に執行する。

**第 2 条：**冠婚葬祭を健全に組織し、浪費しないで節約に努めるという党中央のキャンペーンに喜んで奮闘する。

**第 3 条：**同集落の住民は誰も国家が提起した法律の違反者にならず、断固として違反者を出してはならない。

#### 第 2 章：家族と社会における文化的生活様式の建設

**第 4 条：**全ての家族は文化的家族の 3 つの内容を実施する：夫婦間の平等、家族計画を首尾よく実施するために生殖年齢期の夫婦に子どもは 1 人か 2 人、その間隔は 3 年から 5 年とし 3 人目は生まない、子どもの養育に努め、子どもをドロップアウトさせてはならない。

**第5条**：住民は健康増進・疾病予防のためにスポーツに日常的に励み、清潔な住まいを心がけ、よく火の通ったものを食べ、清潔な水を使用する。

### **第3章：公共施設・国家・市民の財産・環境を保護するインフラの建設**

**第6条**：全ての住民は緑の環境を維持し、公共福祉施設を保護する責任がある。

**第7条**：各家族は皆国旗とホーチミンの写真をもつ。

**第8条**：全ての住民は、家庭円満の生活を築く義務があり、環境保護に努め、生活水源に影響を与えてはならない。

### **第4章：治安維持と社会的病理の予防**

**第9条**：住民は集落内の治安維持に努め、警戒精神を高く持ち、犯罪防止に積極的に立ち上がらなければならない。

**第10条**：仮寓登録や出生・死亡届けをしっかりと行う。

**第11条**：同集落の住民は全て法律を熟知し、党の政策、国家の法律を厳格に執行し、国家に対する市民の義務を十全に果たさなければならない。

**第12条**：全ての住民は生態環境を保護する責任がある。電気器具を使って魚を獲るなど危険な方法で漁をしない。爆発物の貯蔵・運搬、退廃文化商品の使用・流通に加担しない。

### **第5章：賞罰の形式**

**第13条**：褒賞の形式について：年末に祖国戦線実行委員会が代表して、功労のあった個人・組織・家族を審査して各級政府に褒賞を提案する。それを集落管理委員会が代表して、地方政府が推奨したキャンペーンに目立った功績のある組織・個人・家族に対して褒賞を授与することを提案する。

**第14条**：処罰の形式について：全ての住民はこの規約に則って執行しなければならない。故意に違反する者は住民の前で点検を受け、重大な違反を犯した者は集落長、副集落長が代表して上級機関に行政処分または告訴するよう提案する。

**第15条**：賞罰の形式は常に放送手段で通告され、住民が広く情報を把握できるようにしなければならない。

## **第3部：結**

上記の SG 集落の規約は祖国戦線委員会および集落主任委員会によって起草され、2010年11月1日から2011年11月5日まで適用実施される。内容については、居住区域の実状に適合するように、すでに各団体組織や住民の意見を取り入れて採択されている。住民がともに文化的集落の名声を固く維持するために、今後集落の放送局で放送され、集落の文化会館に掲示される。

集落管理委員会 集落長 N. H. D

祖国戦線実行委員会 N. V. N

## 参考文献

### 【日本語文献】

池田恵子[2011]『ローカルな開発エージェント』は開発とジェンダーを担えるか—バングラデシュのコミュニティ防災—熊谷圭知編『ローカル・センシティブな「開発とジェンダー」研究の構築をめざして』（2006～2008年度科学研究費補助金[基盤研究B]研究成果報告）。

岩井美佐紀[2011]「ベトナムにおける開拓移民政策からみた国家と社会の関係—1980年代の南北間人口移動の実態を中心に」、明石書店。

大野美紀子[2009]「ベトナム南部デルタにおけるフロンティア開発と国内移住政策の展開」岩井美佐紀編『ベトナムにおける南北デルタ農村の人口移動に関する社会学的考察』（平成15年度～平成18年度科学研究費補助金[基盤研究B]研究成果報告）。

加藤敦典[2011]「近代のプロジェクトとしての村落調停—社会主義建設期ベトナムの和解組制度にみる共同体の物語」小長谷有紀・後藤正憲共編『社会主義的近代化の経験—幸せの実現と阻害』, 明石書店。

佐藤寛[2004]『援助と住民組織化』, アジア経済研究所。

重富真一[1996]『タイ農村の開発と住民組織』, アジア経済研究所。

白石昌也[2000]『ベトナムの国家機構』, 明石書店。

チェンバース, ロバート(野田直人・白鳥清志監訳)[2006]『参加型開発と国際協力—変わるのはわたしたち—』, 明石書店。

\_\_\_\_\_ (野田直人監訳)[2011]『開発調査手法の革命と再生—貧しい人々のリアリティを求め続けて』, 明石書店。

余語トシヒロ・佐々木隆共編[2008]『地域社会と開発—東アジアの経験—』, 古今書院。

### 【外国語文献】

Ban Tuyên giáo trung ương- trung ương Đoàn Thanh Niên Cộng sản Hồ Chí Minh [2011] *Tài Liệu Chuyên Đề: Bồi Dưỡng Lý Luận Chính Trị Dành Cho Cán Bộ Đoàn Ở Cơ Sở*, Hà Nội: Nhà xuất bản chính trị quốc gia-sự thật.

Ban Tuyên giáo trung ương- trung ương hội liên hiệp phụ nữ Việt Nam [2011] *Tài Liệu Chuyên Đề: Bồi Dưỡng Lý Luận Chính Trị Nghiệp Vụ Dành Cho Cán Bộ Hội Liên Hiệp Phụ Nữ ở Cơ Sở*, Hà Nội: Nhà xuất bản chính trị quốc gia-sự thật.

Ban Tuyên giáo trung ương- trung ương Hội Nông Dân Việt Nam [2011] *Tài Liệu Chuyên Đề: Bồi Dưỡng Lý Luận Chính Trị và Nghiệp Vụ Dành Cho Cán Bộ Đoàn Ở Cơ Sở*, Hà Nội: Nhà xuất bản chính trị quốc gia-sự thật.

Ban Tuyên giáo trung ương- trung ương Hội Cựu Chiến Binh Việt Nam [2011] *Tài Liệu Chuyên Đề: Bồi Dưỡng Lý Luận Chính Trị và Nghiệp Vụ Dành Cho Cán Bộ Đoàn Ở*

*Co Sở, Hà Nội: Nhà xuất bản chính trị quốc gia-sự thật.*

BCN ấp Bào Sen [2011] *Quy Ước ấp Bào Sen*, UBND Xã Khánh Hưng.

BCN VH ấp Sậy Giăng [2011] *Quy Ước ấp Sậy Giăng*, UBND Xã Khánh Hưng.

BCN ấp Gò Châu Mai [2011] *Quy Ước ấp Gò Châu Mai*, UBND Xã Khánh Hưng.

Chi Bộ ấp Sậy Giăng [2012] *Báo Cáo Tình Hình Thực Hiện Nhiệm Vụ Chính Trị Năm 2011 & phương Hướng Nhiệm Vụ Năm 2012*, Đảng Bộ Xã Khánh Hưng.

Chi Bộ ấp Bào Sen [2012] *Báo Cáo Tình Hình Thực Hiện Nhiệm Vụ Chính Trị Năm 2011 phương Hướng Nhiệm Vụ Năm 2012*, Đảng Ủy Xã Khánh Hưng.

Chi Bộ ấp Gò Châu Mai [2012] *Báo Cáo Tình Hình Thực Hiện Nhiệm Vụ Chính Trị Năm 2011 phương Hướng Nhiệm Vụ Năm 2012*, Đảng Bộ Xã Khánh Hưng.

Hickey, G. [1964] *Village in Vietnam*. Yale University Press.

Nguyễn Quới-Phan Văn Dóp [1999] *Đồng Tháp Mười Nghiên Cứu phát Triển*, Hà Nội: Nhà xuất bản Khoa học xã hội.

Ủy Ban Nhân Dân Xã Khánh Hưng [2011] *Báo Cáo Tình Hình Thực Hiện Nhiệm Vụ Chính Trị Năm 2011 phương Hướng Nhiệm Vụ Năm 2012*, UBND Xã Khánh Hưng.